

R 2 病経 三好病院 三・池田 井水利用改修工事

図 面 目 録					
No	図 面 名 称	縮 尺	No	図 面 名 称	縮 尺
W-01	管工事仕様書 (1)	NON	E-01	電気工事仕様書	NON
W-02	管工事仕様書 (2)	NON	E-02	電気工事 配置図	1/200
W-03	付近見取図、全体配置図	1/400	E-03	配電盤・幹線リスト	NON
W-04	機器表・埋設配管施工要領図	NON	E-04	分電盤負荷表	NON
W-05	深井戸用水中ポンプ制御盤図 (参考)	NON	E-05	2階平面図、電気室平面詳細図	1/200, 1/50
W-06	管工事 配置図	1/200			
W-07	詳細図	1/50、1/20			
W-08	ボーリング柱状図 (参考)	NON			
W-09	支障物件 確認図	1/200			

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

- 29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警告）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。
- 30. 受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業員」を監督員に提出しなければならない。
- 32. 受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 33. 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械と同等とみなすことができるものを監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格指定された建設機械で施工する場合はその限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するの著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- 34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明書、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

- 35. 耐震施工
 - 「官庁施設の総合耐震計画書及び同解説（平成9年版）（建設大臣官房官庁業務部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
 - (1) 本工事の建物分類は「(特定施設) 一般の施設」であり、地味係数は「1.0」と「(2.9)」とする。
 - (2) 設計用水平地震力は、機種の質量（自由表面を有する水櫃その他の付帯品）は有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平地震を乗じたものとする。なお、特記なき場合は設計用水平地震度は次に示す。

設置場所	機器種別	特定の施設			一般の施設		
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器		
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0		
	防振支持機器	2.0	2.0	2.0	1.5		
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6		
	防振支持機器	1.5	1.5	1.5	1.0		
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4		
	防振支持機器	1.0	1.0	1.0	0.6		

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
 2～6階の場合は最上層、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
 重要機器（ ・ 防火機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）

- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(構体の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 36. 各種荷重計算 ()
- 37. 対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器)
- 38. 強度計算 ()
- 39. 対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材)
- 38. 工事の残土処分 (○構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で(・ 行う(箇所) ○行わない) ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積)

- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
- 39. コンクリート工事
 受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

- 40. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 (1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 (2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 41. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)
 工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
 42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	1回	1回
3千万円以上5千万円未満	2回	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注) ・ 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
 ・ 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
 ・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
 ・ 中間検査が部分私検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

- 43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 (●))

備品等名称	保管場所	注意事項

- 44. 仮設トイレの洋式化
 受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特設の理由がある場合はこの限りではない。
 ・ 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事
 ・ 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。
 ・ 当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事
 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。
 受注者は、仮設トイレを設置した場合は、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された。女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
 デジタル工事写真の小黒板情報電子化
 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得るうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができ。対象工事は、徳島県QALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

- VII. 特記仕様(特記事項)
- 1. 配管の吊り及び支持は、「構柱」及び「標準図」に従い行う。(構柱) <(2.2.6.1) <(2.2.6.3)
- 2. 床土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。
- 3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻し、中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(構柱) <(2.7.1) 2.埋設指針 <(2.7.1)
- 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「構柱」の当該仕様に従い掘り際に再生クワッチャーラを連り方ならぬ長さ込み、突き詰めした後、管をなじみ良く布設する。埋戻しは、山砂の類で管の周囲を埋戻し十分完了した後、掘削土の良質土で所定の埋戻しを行う。(構柱) <(2.7.1) 3.埋設指針 <(2.7.1)
- 5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床土中埋設部は保溫付被覆鋼管をそれぞれ使用する。

- 6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- 7. スリーブ材材については、(構柱) <(2.2.2) 2.埋設指針 <(2.2.27) による。貫通部の処理については、(構柱) <(2.8.1) 構標準図 施工I、埋設指針 <(2.8.1) による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 8. 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を作成するものとする。併せて、公法水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水櫃以降の配管に使用するものはJIS-5とす。ただし、特記部分は JIS-10K とする。
- 9. 保溫工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保溫材とする。給水管の床下、暗渠及び屋外露出部分には、ポリスチレンフォーム保溫材とする。ただし、耐火二層管は保溫を行わない。
- 10. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保溫材及び耐火保溫を行う。
- 11. 給水管配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保溫を行わない。
- 12. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(ND235以上)とし、屋外及びビッド内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- 14. 1) 対象機材の選定については、次による。
 (a) 機器類の選定には、金属強度アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受水槽 ・ 高梁水櫃 ・ 給水ポンプ装置)
 (2) 配管の吊り及び支持材の選定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属強度アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(ND235以上)とする。
 15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂れつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトカバー、パイプシャフト内)
 屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質強化ビニル管にカーバパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等)
 垂れつき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後換合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装は不要とする。

- 16. 水圧試験、漏水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(構柱) <(2.9.1)
- 17. 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、めれんがの場合は、防腐剤を塗布したもの全体に埋込む。(構柱) <(5.2.1.1)
- 18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針) <(5.2.1.1)
- 19. 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(構柱) <(1) 7.4)
- なお、屋外及び水気のある場所(併内等を含む)での機器の名称、配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカウティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシタック印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 21. 機材の検査に伴う試験については、構柱) <(1) 4.6) により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 22. エコット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地取付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- 23. エコット形浄化槽(国土交通大臣の型式認定品)とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(構柱) <(8) 3.1) により使用する現場施工型浄化槽の機材仕様については参考とする。
- 24. 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき製の鉄製とし、固定が確実で、準付防臭性能及び耐候性を有すること。
- 25. 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1. 2) を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

VIII. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考	
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	
〇	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VA (管端防食継手)	
〇	〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
〇	〃 (地中)	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〇	〃 (地中)	水道配水用ポリエチレン管	JIS K 6744	EF継手
〇	排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JWMA K 141	VP
〇	〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〇	〃	排水二層管(内管VP)		
〇	排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	VP
〇	〃 (屋外)	下水道用リサイクル二層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
〇	給 湯	鋼管(架台付)	JWMA H 3300	
〇	〃 (地中埋設部)	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〇	〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3400	
〇	消 火	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〇	〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
〇	ガ ス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〇	〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)	JIS K 6774	
〇	油	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
〇	減菌用配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VA (管端防食継手)

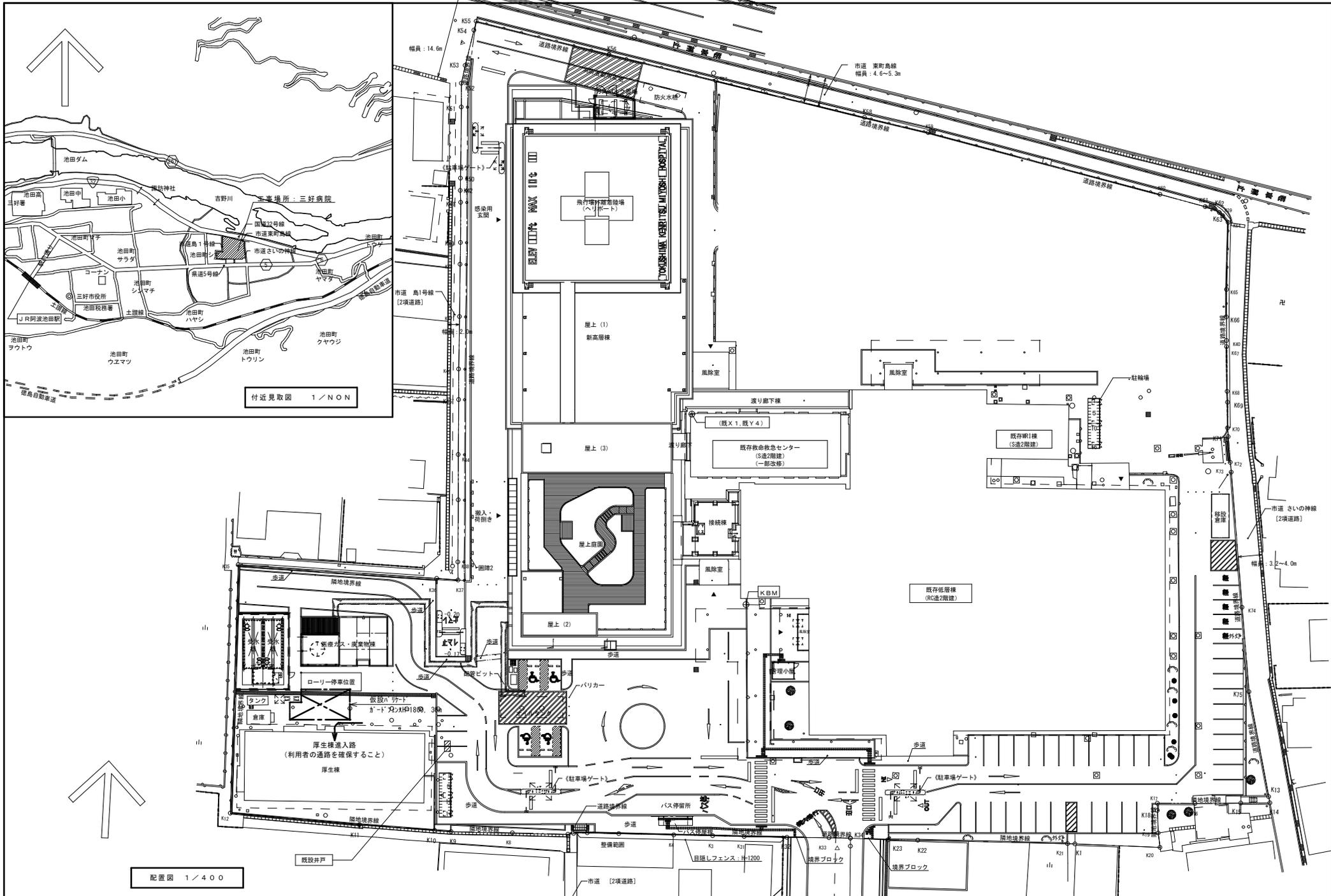
IX. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
- 2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出し監督員の承認を受ける。
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ポイラー	鋼製簡易ポイラー、鉄製ポイラー、鋼製小型ポイラー、鋼製ポイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鉄製製)、無圧式温水発生機(鋼製・鉄製製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製バルブタンク、ステンレス鋼板製バルブタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉円筒形鋼製タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鉄製ふた	マンホールふた、井枠ふた

配管等凡例

記号等	名 称
---	給水管
—S—	減菌用配管(往管)
—R—	減菌用配管(還管)



付近見取図 1/1000

配置図 1/400

徳島県病院局経営改革課

上久保設備設計室
 代表者 上久保 哲治
 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10
 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

設計 担当
 縮尺 1/400
 設計年月日

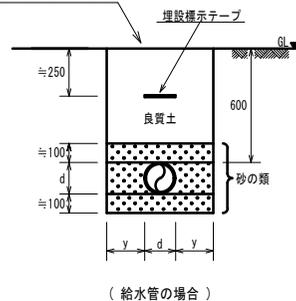
工事名称 R2病院 三好病院 三・池田 井水利用改善工事
 図面名称 付近見取図、全体配置図

図面番号
 W-03

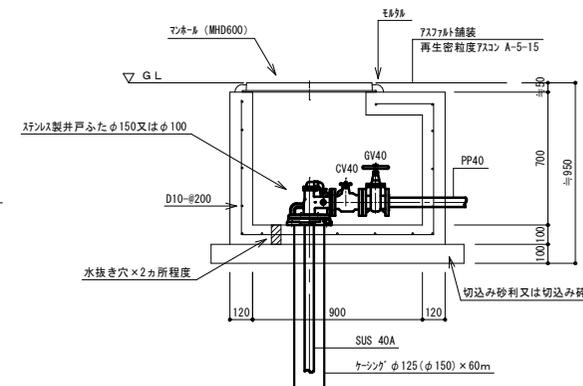
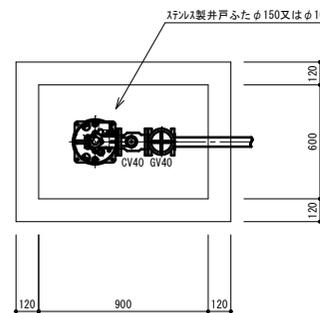
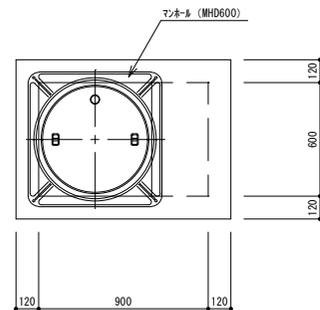
機器表

記号	名称	付属品及び備考	数量
P U - 1	深井戸水中ポンプ	ステンレス製 井戸径φ100	1
		40φ×75L/min×70m×2.7kW (3φ200V)	
		バルブセット (仕切弁、逆止弁) 連成計 ステンレス製井戸ふた	
		付属ケーブル 65m その他付属品一式共	
P U - 2	深井戸水中ポンプ	ステンレス製 井戸径φ150	1
		40φ×75L/min×70m×2.7kW (3φ200V)	
		バルブセット (仕切弁、逆止弁) 連成計 ステンレス製井戸ふた	
		付属ケーブル 100m その他付属品一式共	
P S - 1	水中ポンプ制御盤	屋外壁掛型 細部は詳細図参照	1
B I - 1	ボーリング	ロータリー方式 ケーシング: VPφ125×60m	1
		井内洗浄 揚水試験 (段階・連続・回復)	
		水質試験 (飲料水原水全項目) 1検体 (40項目) 報告書	
S B - 1	自動塩素減菌装置	循環ポンプ付ユニット型薬品注入装置 残留塩素濃度計による注入運転制御	1
		電源 1.5kVA (3φ200V)	
		循環ポンプ 能力: 267L/min×9m 材質: FC/ナイロンコーティング	
		電源 0.75kW (3φ200V) × 1	
		殺菌剤ポンプ 最大吐出量: 35mL/min 最大吐出圧力: 0.5MPa	
		電源 2.0W (1φ100~240V) × 2	
		殺菌剤タンク × 1	
		容量: 150L 寸法: 615W×460D×825H	
		材質: PE製	
		操作BOX × 1	
		残留塩素濃度計内蔵	
測定方式: 5-50ppm法/ナトリウム法切替 (自動電解洗浄機能付)			
測定範囲: 0~2.00mg/L			
動力BOX × 1			
循環ポンプ制御回路内蔵			
受水槽	(既設品)	型式: 鋼板製一体型2槽式 (ポンプ室付 内外面エポキシライニング)	1
		容量: 有効108m³ 耐震: 1.5G	
		概略寸法: 水槽部 8,000×6,530×3,000H ポンプ室 3,300×2,500×3,000H	
※専用水道設置に係る書類については、本工事で作成すること。			

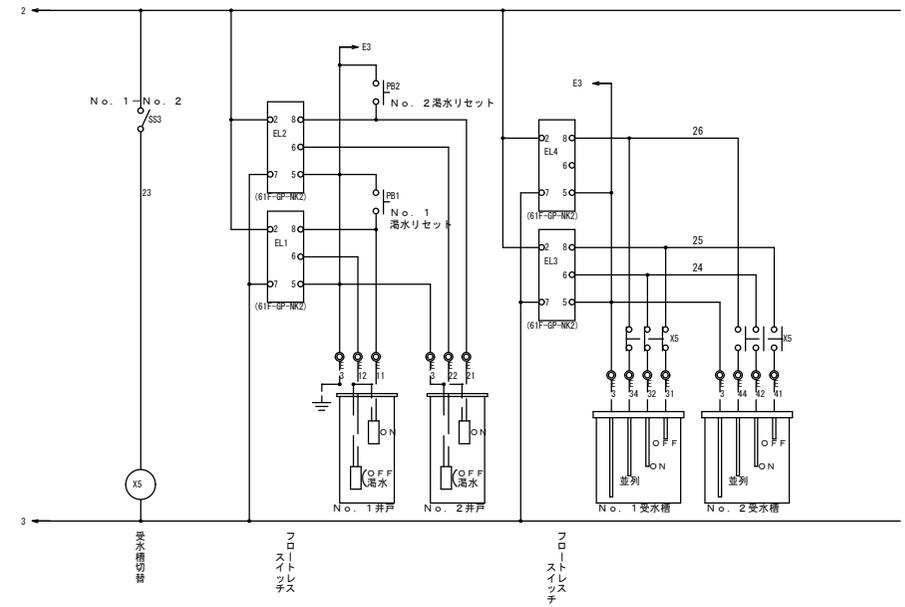
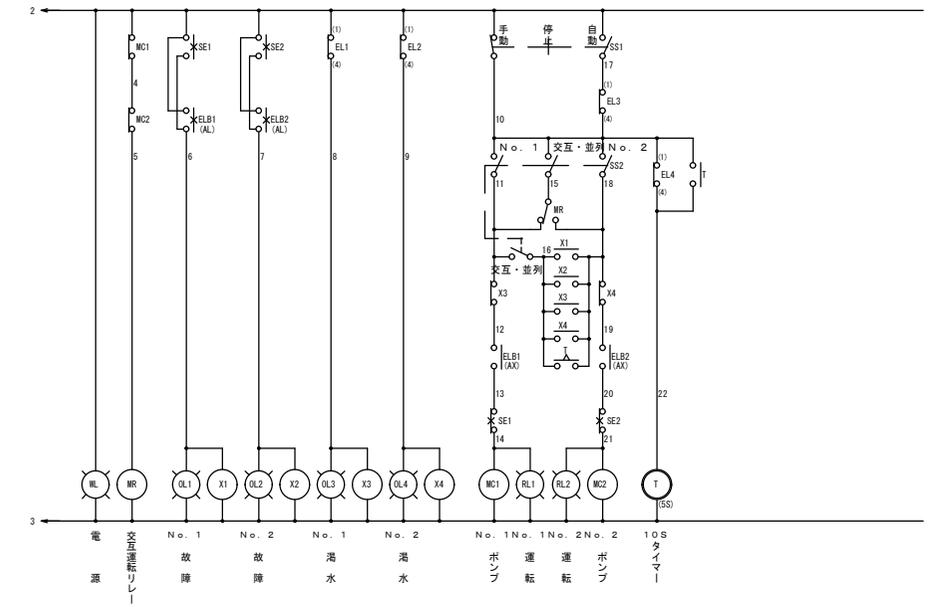
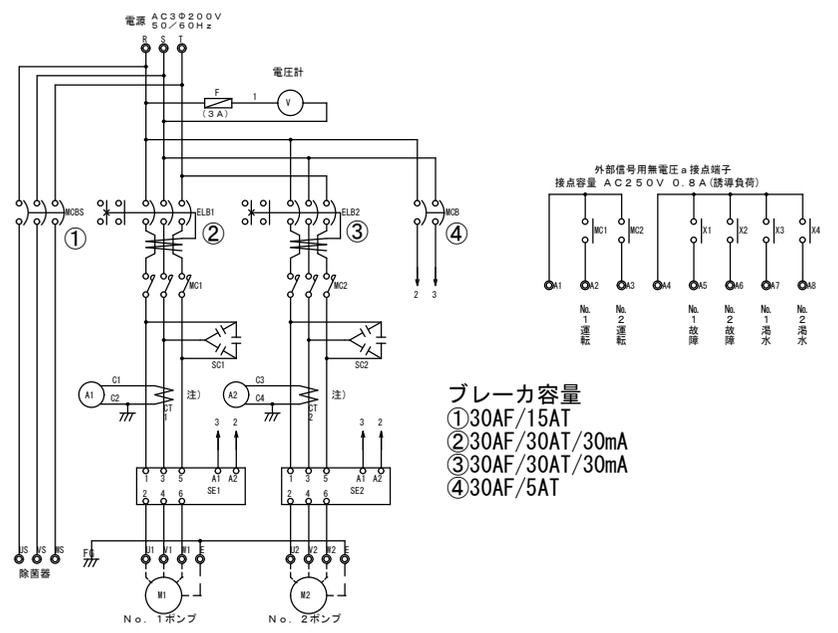
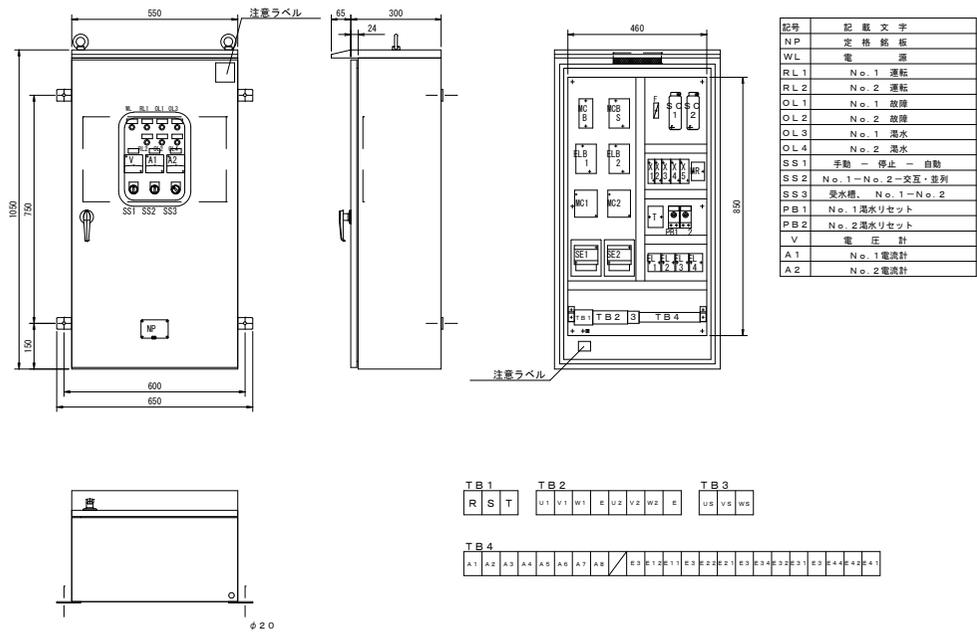
73774H舗装 厚さ 5cm, 再生密粒度F300 A-5-15
コンクリート舗装 厚さ 10cm, Fr=18+S(N/mm²), スラック=15(cm)

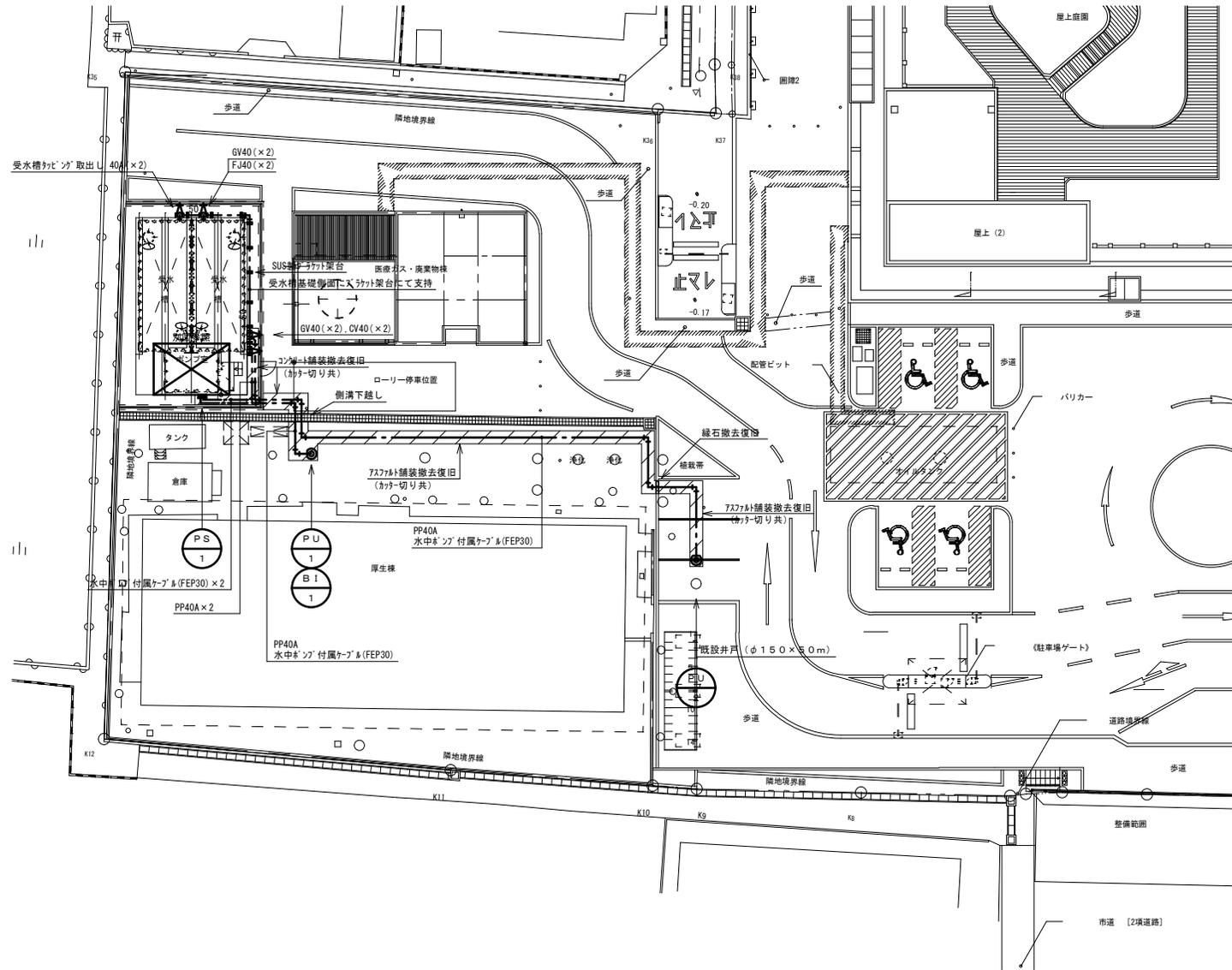
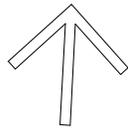


埋設配管施工要領図

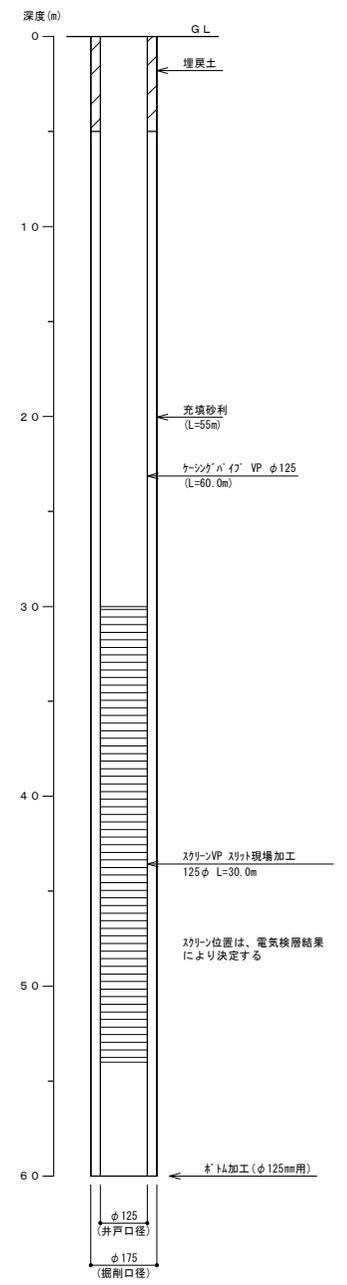


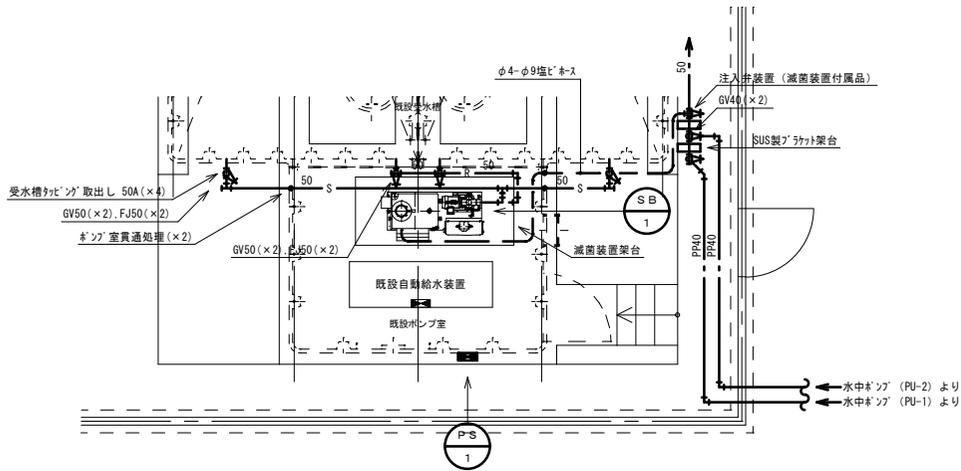
井戸ふた廻り据付要領図 (参考図)



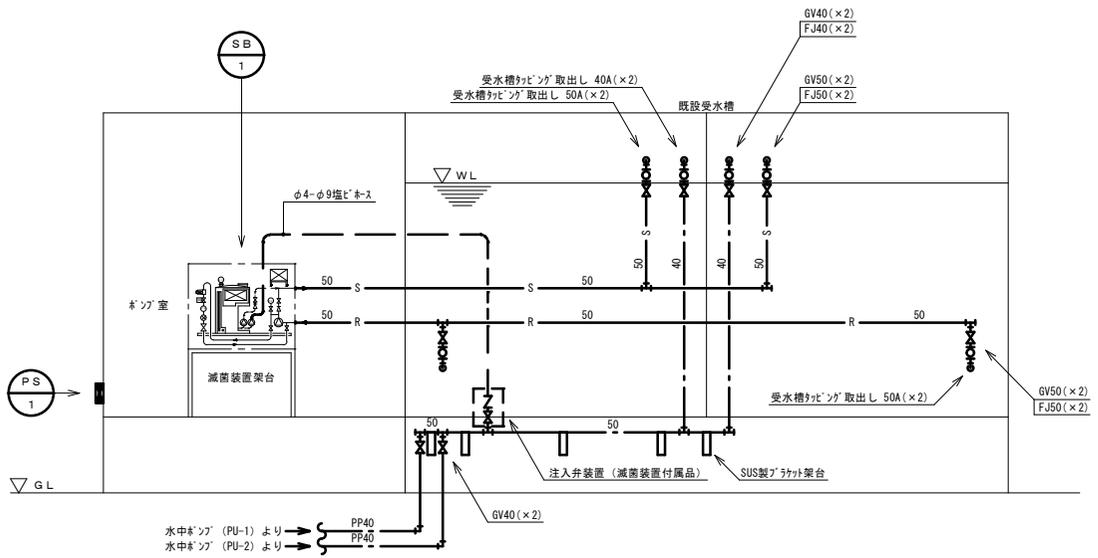


井戸構造図
(B I - 1)

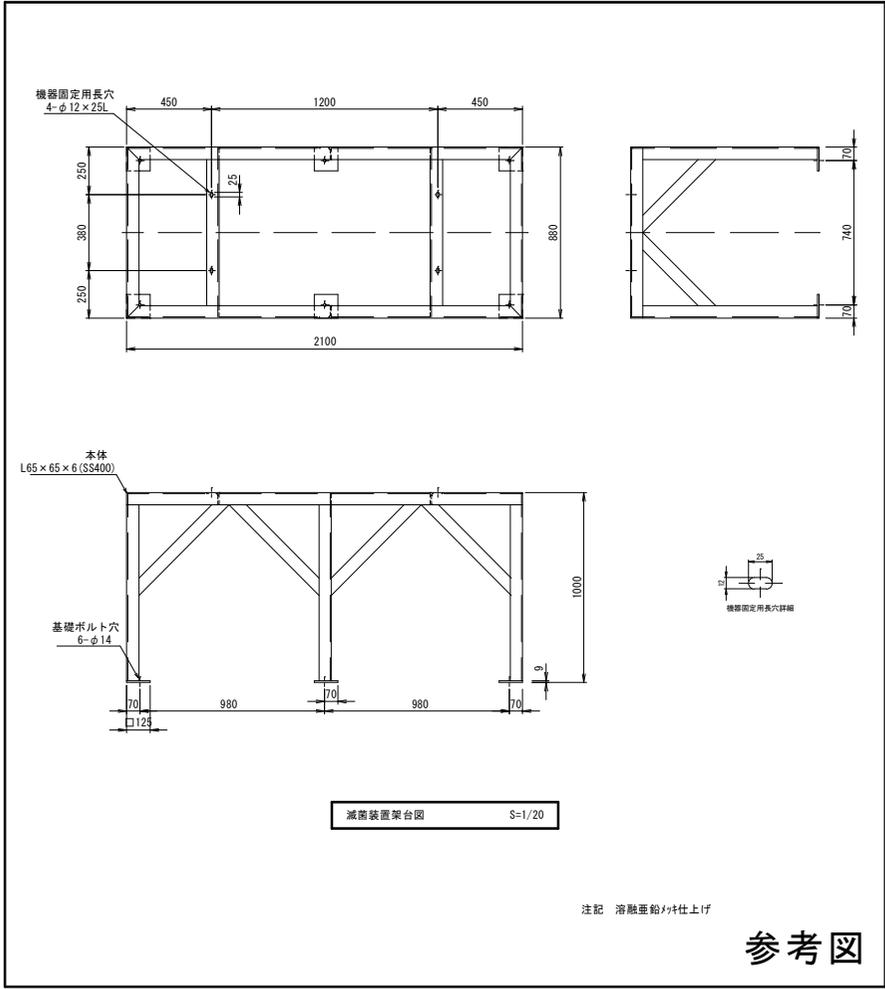




キック室廻り平面詳細図 S=1/50



注記 各種カビン'には、防波筒を設けること



注記 溶融亜鉛メッキ仕上

参考図

徳島県病院局経営改革課

上久保設備設計室
代表者 上久保 哲治
〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

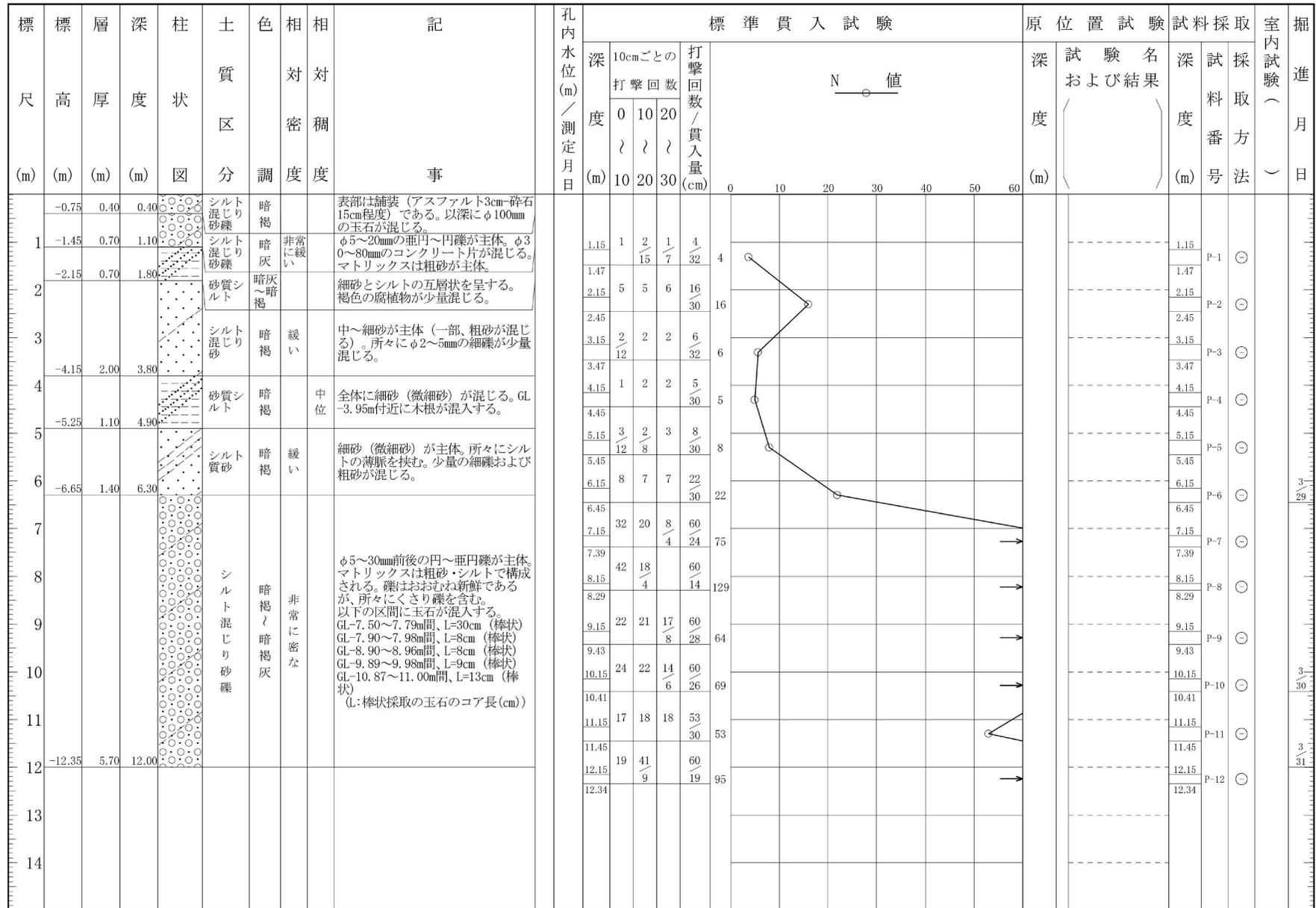
設計 担当
縮尺 1/50, 1/20
設計年月日

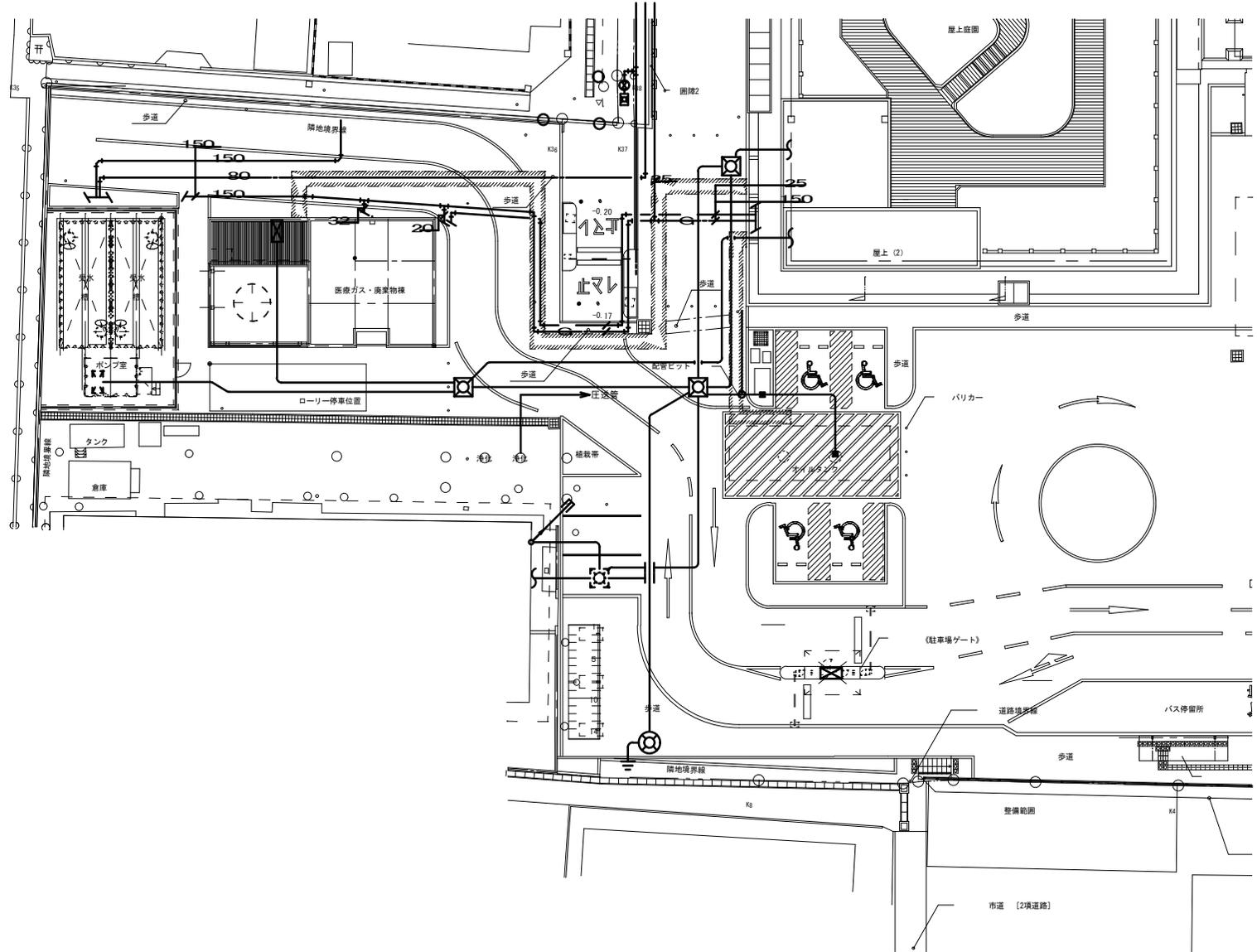
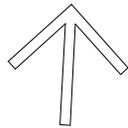
工事名称 R2病棟 三好病院 三・池田 井水利用改修工事
図面名称 詳細図

図面番号 W-07

ボーリング柱状図

(本「リング」位置 北緯 34° 1' 42.34" 東経 133° 49' 2.02" 高層棟の南西部)





徳島県病院局経営改革課

上久保設備設計室
 代表者 上久保 哲治
 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10
 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

設計 担当

縮尺 1/200

設計年月日

工事名称 R2病棟 三好病院 三・池田 井水利用改修工事

図面名称 支障物件 確認図

図面番号

W-09

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電 源 設 備	図示位置のポンプ制御盤への電源設備の新設工事一式
警 報 設 備	図示位置への警報設備の新設工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成31年版)」を参考とする。

III. 特記仕様(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3、<1>1.2.3.2)
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能に及ぶことの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によるところが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.8.1)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法上必要なとなる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の欠明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないらひ補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - POBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建設研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(特定の施設)、一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機)
・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信装置

- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けないものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
 - 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
 - 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
 - コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様(特記事項)

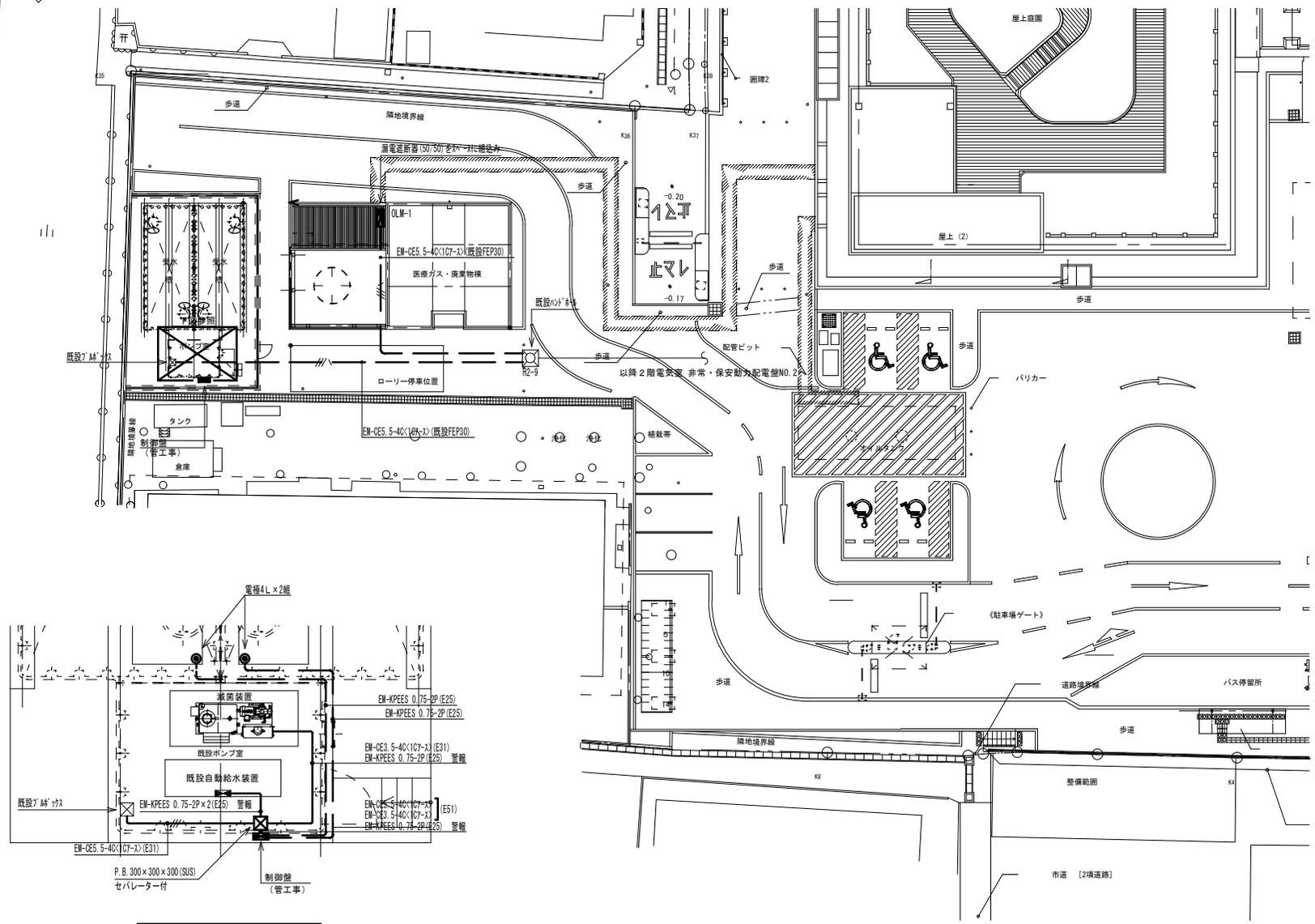
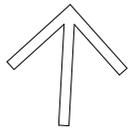
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。(標仕 <2>2.9.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金風製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>2.12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子箱などの2次側以降の配線で、配線規格、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースをきむ)に応じた配管を天井裏まで立上げると。
- E、接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備 (蓄電池を含む))
(2) 配線の着り及び支持材の固定には、その容量に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する継体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
(1) 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は、0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設機軸シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線はターミナルラグにより機器に接続する場合は、増線確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <2>28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出すること。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防備及び防災用照明器具を除く
盤箱	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(ON形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄筋ふた(マンホールふた)	

徳島県病院局経営改革課	上 久 保 設 備 設 計 室 代表者 上久保哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	設計 担当	縮 尺	N O N	工 事 名 称	R 2 病 経 三 好 病 院 三 ・ 池 田 井 水 利 用 改 修 工 事	図 面 番 号
			設計年月日			図 面 名 称	



※深井戸水中ポンプ制御盤からの警報は既設自動給水装置 警報出力の一次側に接続すること

徳島県病院局経営改革課

上久保設備設計室
代表者 上久保 哲治
〒771-0135 徳島市川内町 平石若松 6 2-1 0
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

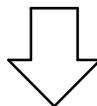
設計 担当 縮尺 1/200
設計年月日

工事名称 R2病棟 三好病院 三・池田 井水利用改修工事
図面名称 電気工事 配置図

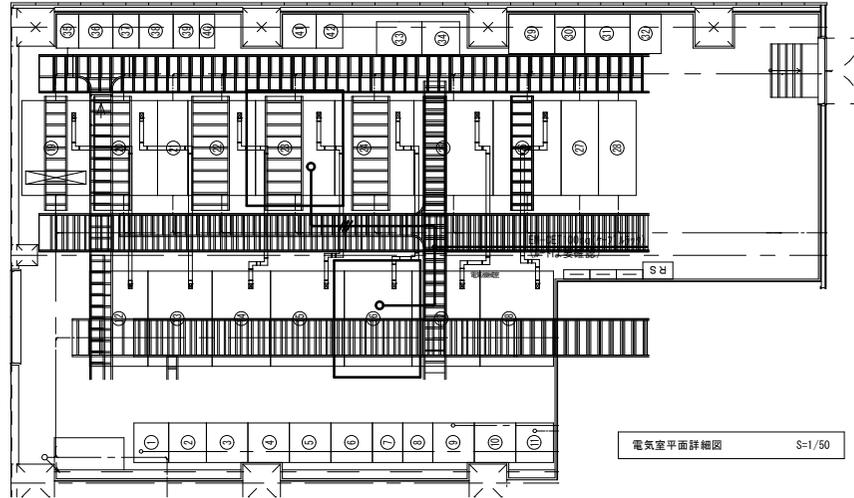
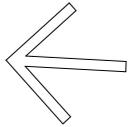
図面番号 E-02

〈医療ガス・廃棄物庫 動力盤 改修図〉

動力盤リスト																	
盤名称 形式	幹線 記号	主開閉器 電気方式	動力記号	負荷名称	負荷容量 (kW)	開閉器 特記なきは 3P	主回路 結線図	標準 結線図	始動方式		連動及び		中央監視盤		配管配線サイズ	備考	
									直入	人-△	インターロック	操作	表示	警報			故障
				ローリー用電源ボックス	15.0	225/125	BE	-							EM-CET22 □E8 (E39)		
				中低温エアコン (PAC-125)	0.91	50/15	BE	-							EM-CE3.5sq-4C (G22)		
				スペース	-		B										
				-	制御電源	-	2P 50/20	C	-								



動力盤リスト																
盤名称 形式	幹線 記号	主開閉器 電気方式	動力記号	負荷名称	負荷容量 (kW)	開閉器 特記なきは 3P	主回路 結線図	標準 結線図	始動方式		連動及び		中央監視盤		配管配線サイズ	備考
									直入	人-△	インターロック	操作	表示	警報		
				ローリー用電源ボックス	15.0	225/125	BE	-							EM-CET22 □E8 (E39)	
				中低温エアコン (PAC-125)	0.91	50/15	BE	-							EM-CE3.5sq-4C (G22)	
				深井戸用水中ポンプ	6.9	50/50	BE								EM-CE5.5sq-4C (FEP30)	
				-	制御電源	-	2P 50/20	C	-							



機器一覧表	
記号	名称
1	高圧引込盤
2	高圧受電盤
3	高圧き電盤 NO.1
4	高圧き電盤 NO.2
5	高圧き電盤 NO.3
6	高圧き電盤 NO.4
7	高圧母線連絡盤 NO.1
8	高圧母線連絡盤 NO.2
9	高圧き電盤 NO.5
10	高圧き電盤 NO.6
11	発電機連絡盤
12	保安電灯配電盤 NO.1
13	保安電灯配電盤 NO.2
14	保安電灯配電盤 NO.3
15	非常・保安動力配電盤 NO.1
16	非常・保安動力配電盤 NO.2
17	X線保安動力配電盤 NO.1
18	X線保安動力配電盤 NO.2
19	電灯配電盤 NO.1
20	電灯配電盤 NO.2-1
21	電灯配電盤 NO.2-2
22	電灯配電盤 NO.3
23	動力配電盤 NO.1
24	動力配電盤 NO.2
25	X線動力配電盤 NO.1
26	X線動力配電盤 NO.2
27	高圧コナリ分盤 NO.1
28	高圧コナリ分盤 NO.2

動力配電盤NO.1 1M24の一般回路を
非常・保安動力配電盤NO.2 2GM13のG回路に切替

